

Vol.2

2017.5月発行

南足柄市

合併

中核市

広域連携

協議中!!

小田原市

目次

- P2 合併するとどうなるの!?
- P3 第3回会議の概要
- P4 第4回会議の概要
- P5 第5回会議の概要
- P6～7 第6回会議の概要、小委員会の設置
- P8 協議会事務局からのお知らせ

合併  
すると  
どうなるの!?

協議が進んでいます。

任意協議会では、両市が合併した場合を想定してさまざまな項目について協議しています。これまでの協議会で承認された協議事項のうち、主なものを抜粋しました。

### 第3回会議

⇒ 3 ページ

合併の方式は、南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする。合併の時期は平成32年度中とする。

### 第4回会議

⇒ 4 ページ

事務所（本庁舎）の位置は、現在の小田原市役所を本庁舎とし、現在の南足柄市役所を分庁舎とする。

合併後の市では、市長1名、副市長2名、教育長1名とする。

水道料金は、料金の根拠となる施設計画が策定されるまで現在の各市の料金を据え置く。

下水道使用料は、合併後3年をめどに適正な使用料を決定する。

### 第5回会議

⇒ 5 ページ

入湯税以外の市税（個人市民税・固定資産税・軽自動車税等）の税率・税額の算定方法は、現行のとおりとする。

小児医療費の助成は、小田原市の基準を適用して中学校卒業までとする。

### 第6回会議

⇒ 6～7 ページ

市の花、市の魚などの慣行は、両市のものを引き継ぐ。

この他、市の名称や<sup>あ</sup>字名、中核市移行、広域連携等の項目も協議していきます。

# 第3回 会議の概要

平成29年 1月24日  
小田原市役所大会議室で開催

## 第3回会議の Point

### 【協議第12号 「合併の方式」及び「合併の時期」に係る協議の取扱いについて】

今後、合併を協議していく上での前提となる「合併の方式」は、南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とし、「合併の時期」は平成32年度中とする。

「合併の方式」については、編入合併を想定することで小規模な側の自治体における住民自治や行政参画の課題やその解消策を十分に検証できる、また、市民生活への影響や行政の停滞を最小限にとどめることができるほか、都市機能の集積等の県西地域における小田原市の中枢性などから総合的に判断した。

「合併の時期」については、合併に係る法定手続きや準備事務と併せて、市民の皆さんへの広報等に2年から3年の期間を要することから、平成32年度中とする。



### ▶協議第12号 「合併の方式」及び「合併の時期」に係る協議の取扱いについて→原案のとおり了承

「合併の方式」は南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とし、「合併の時期」は平成32年度中とする。

### 合併にはどんな方式があるの？

2つ以上の市町村が1つになって新しい自治体を作る「新設合併」と、1つの市町村に他の市町村が編入される「編入合併」の2つの方式があります。

協議会では、合併方式を編入合併としていますが、各協議項目については両市が対等な立場で協議しています。

### ▶報告第7号 新市まちづくり市民懇話会の構成について

新市まちづくり計画を作成するにあたり、市民の皆さんの意向を把握するための新市まちづくり市民懇話会の構成について報告した。メンバーは両市の商工業、観光、子育て、市民活動等の分野からそれぞれ推薦をいただいた団体推薦メンバー10名と、公募メンバー10名の合計20名。

### ▶報告第8号 合併の効果と課題の調査結果について

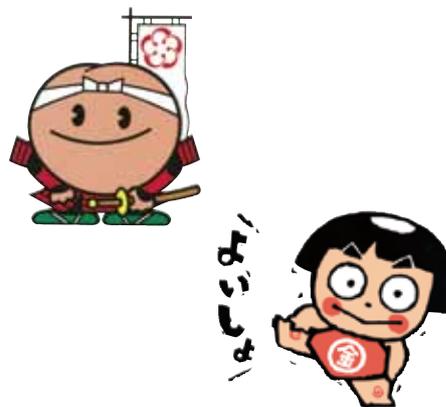
事務局で、全国の合併事例の効果と課題を調査した結果を報告した。都市自治体での合併は、行財政基盤の強化策としての効果を発揮したこと、また、支障事例では、合併の効果と表裏の関係にあって不可避なものもあるが、合併の効果を追求しつつ、協議においてデメリットの解消を図っていくことが重要であることを報告した。

### ▶報告第9号 「中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制」に係る検討状況について

広域連携に係る制度と現況の調査内容について、中間報告をした。

### ▶報告第10号 広報事業の実施状況について

これまで実施してきた広報事業として、ホームページやfacebook、twitterの開設、協議会だより(vol.1)や両市の広報紙(平成28年11月1日号)による情報発信、FMおだわらでの会議情報の放送、イベントでのノベルティグッズ及びチラシの配布状況を報告した。



# 第4回 会議の概要

平成29年2月14日  
神奈川県小田原合同庁舎で開催

## 第4回会議の Point

### 【協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて】

施設使用料は、原則として現行のとおりとし、目的が同一または類似する施設の使用料は、一部統合するなど調整する。また、その他の使用料や手数料等は、原則として合併時に統合したものとなるよう調整する。

急激な住民負担の増加が生じる場合等は、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める。

▶協議第13号 平成29年度事業計画について→**原案のとおり了承**

▶協議第14号 平成29年度歳入歳出予算について→**原案のとおり了承**

▶協議第15号 小委員会の設置について→**原案のとおり了承**

南足柄市域における住民自治や行政参加を保障するための方策について調査や審議する都市内分権に関する小委員会の設置について了承された。(都市内分権に関する小委員会について詳しくは、7ページをご覧ください。)

▶協議第16号 事務所(本庁舎)の位置について→**原案のとおり了承**

事務所への交通の便の良さ、庁舎の延床面積を考慮し、現在の小田原市役所を本庁舎とし、現在の南足柄市役所は分庁舎として活用する。

▶協議第17号 財産の取扱いについて①→**原案のとおり了承**

南足柄市の正負の財産は、すべて合併後の市に引き継ぐこととし、基金は設立趣旨に配慮の上、可能な限り合併時に統合する等の調整をする。

▶協議第18号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて→**原案のとおり了承**

合併後の市政の円滑かつ一体的な運営を図るため、農業委員会委員の定数は、合併時は26人、任期満了日以降は19人とする。任期は、合併時は小田原市の委員の任期満了日までとし、その後は法定任期(3年)とする。

また、農地利用最適化推進委員の定数は、合併時は22人、任期満了日以降は29人とし、任期は農業委員会委員の任期と同様とする。

報酬は、小田原市の水準を適用する。

▶協議第19号 特別職職員(議員を除く)の身分の取扱いについて①→**原案のとおり了承**

南足柄市の特別職職員のうち市長などの常勤の特別職と行政委員会委員は、編入合併を想定していることから合併の日の前日をもって失職する。

また、報酬は小田原市の例に準ずる。

▶協議第20号 使用料、手数料等の取扱いについて①→**原案のとおり了承**

使用料等の取扱いについて協議した。

【生活に影響のある主なもの】

#### ・水道料金

料金の根拠となる施設計画などの策定に慎重な検討が必要なため、暫定的に現在の各市の料金を据え置き、合併後3年までに新料金を決定する。必要があれば経過措置を講じる。

#### ・下水道使用料

合併後3年をめどに、下水道整備計画をまとめた上で、合併後の市における適正な使用料を決定する。

#### ・介護保険料

両市のサービスに係る費用の見込みから新たな保険料水準(単価・料率)を設定する。

#### ・保育料

両市の水準を適用しつつ、国の基準に合わせた保育料にする。一部の利用者の負担が増えるが、併せて、保育所整備などの待機児童対策を推進する。

#### ・幼稚園保育料・入園料

南足柄市で徴収している入園料を廃止し負担軽減を図る一方、保育料は国が示す金額とする。なお、南足柄市では、平成30年度から段階的に保育料を国が示す金額にすることが決定している。

▶報告第11号 その他の事務事業調整について(BCランク)①

Bランク(両市の間で違いや格差が大きい事務で、幹事会で決定)54事業及びCランク(両市の間で違いや格差が小さく、市民への影響が小さいものや内部事務で、分科会で決定)581事業の調整内容について報告した。

【生活に影響のある主なもの】

#### ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ・学童保育所)

現在、小田原市はほぼ市が運営、南足柄市は保護者会等が運営している。合併時までに全ての開設場所を公設にし、合併後の一定の時期までに小田原市の運営方式に統合する。

#### ・市民ホール整備事業及び足柄産業集積ビルレジ構想の推進事業

両市の重要事業と位置付けられていることから、合併後の市においても推進する。

## 第5回会議の Point

### 【協議第21号 地方税の取扱いについて】

入湯税を除く市税(個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税)については、税率や税額の算定方法が両市で同一であることから現行のとおりとする。

納期や減免基準に違いのあるものは、合併後の市における住民への影響を可能な限り少なくする観点から、納税者数や収税規模が大きい小田原市の水準を適用する。

### ▶協議第19号 特別職職員(議員を除く)の身分の取扱いについて②→原案のとおり了承

第4回会議に続いて、各種審議会委員や消防団員の身分の取扱いについて協議した。各種審議会委員の定員の合計は両市で1,491名だが、合併後は490名減の1,001名となる。なお、編入合併により、南足柄市の消防団員は、手続き上一度失職するが、消防団員の身分を合併後の市に引き継ぐため、団員数は、小田原市の752名と南足柄市の252名を合わせた1,004名とする。

### ▶協議第20号 使用料・手数料等の取扱いについて②→原案のとおり了承

第4回会議に続いて、手数料等の取扱いについて協議した。

【生活に影響のある主なもの】

- ・一般廃棄物の処理手数料(大型ごみ処理手数料、粗大ごみ収集運搬に関する手数料)

南足柄市の料金水準(粗大ごみ：1,200円、家電4品：2,400円)を適用する。また、家電4品の取扱いは、南足柄市の運用を引き継ぎ、収集、受入ともに実施する。

### ▶協議第21号 地方税の取扱いについて→原案のとおり了承

入湯税を小田原市の水準とするほか、税率や税額の算定方法に変更はないが、個人市民税、法人市民税、軽自動車税の減免基準について、小田原市の水準を適用する。

固定資産税と都市計画税は、小田原市の納期を適用し、第3期、第4期の納期をそれぞれ、11月1日～30日、2月1日～28日とする。

### ▶協議第22号 公共的団体等の取扱いについて→原案のとおり了承

共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう働きかけるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けた検討を行うよう働きかける。

また、合併後の市でも現行のとおりとすることが適当な団体については、引き続き円滑な連携が図られるよう努める。

### ▶協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて①→原案のとおり了承

両市で同様に実施している補助金、交付金等は、合併後の市において、原則、可能な限り統合するが、必要性に欠ける補助金、交付金等は廃止する。

また、一方の市のみで実施している補助金、交付金等は、内容、金額及び補助効果等を精査し、継続すべきものは、合併後の市でも実施する。

ただし、義務的な補助金、交付金等は、現行のとおりとする。

第5回では、助成金、給付金、奨励金、祝い金、利子補給金、資金貸付の取扱いについて協議した。

【生活に影響のある主なもの】

- ・小児医療費助成事業

助成対象年齢を、中学卒業までとしている小田原市の水準を適用する。なお、南足柄市では、平成29年10月から一部助成対象が中学卒業まで拡大することが決定している。

### ▶報告第11号 その他の事務事業調整について(BCランク)②

第4回会議に続いてBランク47事業及びCランク601事業の調整内容について報告した。

【生活に影響のある主なもの】

- ・水道の漏水等の対応

閉庁時における漏水や給水装置の故障などの対応を業者に委託することにより、合併後の市では、休日や夜間を問わず、サービスを受けることができる。

- ・燃せるごみの減量推進事業

ごみの分別の区分や、収集方法等について段階的に小田原市の方式に統合する。最終的なごみの分別区分は小田原市の方式の9分別18品目とする。

### ▶報告第12号 財務規程に基づく報告(予算の流用)について

事務局費のうち、振込手数料に不足が生じたため予算を流用したことを報告した。

# 第6回 会議の概要

平成29年4月25日  
南足柄市文化会館小ホールで開催

## 第6回会議の Point

### 【協議第25号 慣行の取扱いについて】

慣行は、市の基本的な姿勢を示すものであり、合併後の市における市民の一体感を醸成していくものであることから、可能な限りの統合を行うことが望ましいとし、基本的に小田原市の例により統一するが、南足柄市の文化や産業の特性上必要のあるものは、合併後の市に引き継ぐ。



▶協議第17号 財産の取扱いについて②→原案のとおり了承  
第4回会議に続いて、基金の取扱いについて協議した。基金は設立趣旨に配慮の上、可能な限り合併時に統合する等の調整をする。

▶協議第19号 特別職職員（議員を除く）の身分の取扱いについて③→原案のとおり了承  
第4回・第5回会議に続いて、その他の非常勤特別職

の身分の取扱いについて協議した。その他の非常勤特別職の定員の合計は両市で1,888名だが、合併後は188名減の1,700名となる。

### ▶協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて②→一部継続審議

第5回会議に続いて、補助金、交付金等のうち企画、市民、防災・消防、文化、福祉・医療、子ども・青少年、教育の各分野に関連するものを協議した。

#### 【生活に影響のある主なもの】

##### ・自治会組織活動交付金

南足柄市で実施している交付金だが、両市の行政連絡事務に大きな違いがあることから、合併時は現行どおりとし、将来的に、小田原市で実施している行政事務委託事業の方式を基本として調整する。

##### ・子ども会（連合協議会）補助金

会員数に応じた補助金の交付と、単位子ども会への支援が可能となる小田原市の方式を適用する。

##### ・市民活動応援補助金・公益的市民活動助成金

両市で対象や補助区分が異なるため、利用ニーズや利用実績の多い小田原市の方式を適用する。

## 小委員会の設置

小委員会では、合併に関する協議項目のうち必要なものについて、協議会会長から指名された委員が専門的かつ集中的に調査や審議を行います。各小委員会の検討結果は、協議会会議で会長に報告され、協議されます。

### 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会

合併後の市の議会議員の定数や報酬に関すること、定数及び在任の特例の適用に関することについて調査・審議しました。

第1回では、検討内容やスケジュール等について確認し、第2回では、合併後の最終的な議員定数（条例定数）を28人、報酬を小田原市の現行水準とすることが適当であるとしてしました。第3回では、定数及び在任の特例の適用について協議し、在任特例は適用せず、合併時に限り定数特例を1回適用することが適当であるとしてしました。

#### 定数特例って何？

編入合併の場合に編入される地域から選出された議員が全員失職し、不在となることの対策として、一定の期間、人口比により算定した人数を条例定数に加えることができます。この場合は合併時に編入される南足柄市の区域を選挙区とする増員選挙を行います。この特例は、合併後最初の一般選挙にも適用することができます。

※増員される定数：6人

増員される定数＝小田原市議会議員定数  
×（南足柄市人口÷小田原市人口）

平成27年国勢調査人口で計算すると、  
28人×（43,306人÷194,086人）＝6.24…人

0.5未満は切り捨てのため6人となります。

#### 委員名簿（敬称略）

選出区分	氏名	
小田原市議会	今村 洋一	委員長
	大村 学	
	井原 義雄	
南足柄市議会	加藤 仁司	
	加藤 洋一	副委員長
	星崎 健次	
	岡本 俊之	
	池田 真一	

▶協議第24号 一部事務組合等の取扱いについて①→**原案のとおり了承**

両市が他の市町と事務の共同処理を行っているもののうち、合併後の市で必要と判断されるものを継続する。  
また、第三セクター及び公社については、合併後の市の事務事業に合わせて対応する。

▶協議第25号 慣行の取扱いについて①→**一部修正の上、了承**

基本的に小田原市の例により統一する方向で調整するが、南足柄市の文化や産業の特性上、継承する必要があるものは、合併後の市で新たに制定する等の調整をする。  
市の木及び花、市の鳥及び魚は、それぞれ両市で親しまれていることから、合併後の市においても全て、引き継ぐ。

▶協議第26号 行政連絡機構の取扱いについて→**原案のとおり了承**

自治会組織を行政連絡機構に位置づけた上で、市と市民の間の連絡（行政連絡事務）を円滑に実施するため、両市の自治会組織の一体化を働きかける。  
また、行政連絡事務は、合併時は現行どおりとし、合併後に小田原市の方式を基本として調整する。

▶協議第27号 電算システムの取扱いについて→**原案のとおり了承**

両市で重複する電算システムは、効果的かつ効率的に統廃合等を行うとともに、合併時に安定的にシステムを稼働できるよう調整する。  
また、合併時に統廃合を行うことが困難なシステムは、合併後できる限り速やかに統廃合を行うよう調整する。

▶報告第11号 その他の事務事業調整について（BCランク）③

第4回・第5回会議に続いて、Bランク54事業及びCランク796事業の調整内容について報告した。  
【生活に影響のある主なもの】

・乳幼児健診

対象児の居住地によって健診会場を分け、対象となる条件を合わせて実施する。

・就職情報提供事業

小田原市の方式を適用し、地域に密着した求人情報や就職相談会等の情報提供、面接会を南足柄市域に拡大し実施する。

・（仮称）道の駅金太郎のふる里整備事業

地域経済活性化等につながることから計画どおりに実施する。

▶報告第13号 幹事会規程の一部改正について

▶報告第14号 事務局規程の一部改正について

平成29年4月1日付人事異動に伴い、規程を一部改正した。

▶報告第15号 財務規程の一部改正について

平成28年度歳入歳出予算において、繰越金が生じる見込みであるため、規程を一部改正した。

▶報告第16号 財務規程に基づく報告（予算の流用）について

事務局費のうち、振込手数料に不足が生じたため予算を流用したことを報告した。



都市内分権に関する小委員会

合併した場合の南足柄市域での住民自治や行政参加を保障するための方法について調査・審議しました。

第1回では、検討内容やスケジュール等について確認し、第2回では、合併後の南足柄市域の市民意見を適切に把握するとともに、行政と同地域との間の諸調整を円滑にするための法制度上の仕組みについて、また第3回では、両市の既存の仕組みについて検証しました。第4回では、これまでの会議の結果から最も望ましいと考えられる仕組みについて協議し、現在の南足柄市域に「地域審議会」を置くことが適当であるとなりました。

地域審議会って何？

合併で行政区域が拡大するときに生じる「住民と行政の距離が遠くなる」等の懸念を解消し、合併後も編入される地域の住民の声をその地域のまちづくり反映するために、地域の住民等を構成員として設置される市の附属機関です。

委員名簿（敬称略）

選出区分		氏名	
行政	小田原市	加部 裕彦	副委員長
	南足柄市	石田 和則	委員長
議会	小田原市	井原 義雄	
	南足柄市	池田 真一	
自治	小田原市	木村 秀昭	
		川口 博三	
	南足柄市	奥津 博 佐藤 廣理	
福祉	小田原市	小野 康夫 市川昭維子	
	南足柄市	森住 敏逸 武井 鈴世	
教育	小田原市	富樫 栄広	
	南足柄市	宗像 達也	

## 新市まちづくり 市民懇話会

平成29年1月～3月の期間で、5回開催した新市まちづくり市民懇話会。合併後の市に望まれていることや、2市が1つになることで新たにできそうなことなどについて、将来の両市を担う若い世代や子育て世代を中心に構成されたメンバーから、さまざまな意見をいただきました。

懇話会の結果は、新市まちづくり計画と併せて、協議会に報告されます。



## 会議は公開しています

次回の会議の開催情報や過去の会議資料、議事録等は協議会ホームページに掲載しています。

### 協議会の会議の傍聴

県西地域2市8町に在住、在勤または在学の方であればどなたでも傍聴できます。

定員は各回20名(予定)で、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選とします。抽選は会議開始15分前に実施します。

協議会の会議の予定は、協議会ホームページやfacebook、twitterなどでお知らせしています。

### 今後のスケジュール

時期	内容
7～8月	第8～9回協議会
9月～	協議会だよりvol.3 市民説明会

平成29年度下半期

市民意向の把握

## 委員の交代

県職員の人事異動に伴い、第6回会議から、委員の交代がありました。

(敬称略)

選出区分	氏名	所属等
行政 共通	井上 和子	神奈川県政策局自治振興部 参事兼市町村課長



選出区分	氏名	所属等
行政 共通	脇 雅昭	神奈川県政策局自治振興部 市町村課長

この事業は、市町村振興宝くじ「サマージャンポ宝くじ」の収益金が充てられています。宝くじの購入は神奈川県内で！

